

木知原の今昔!

8号: 5・3・3

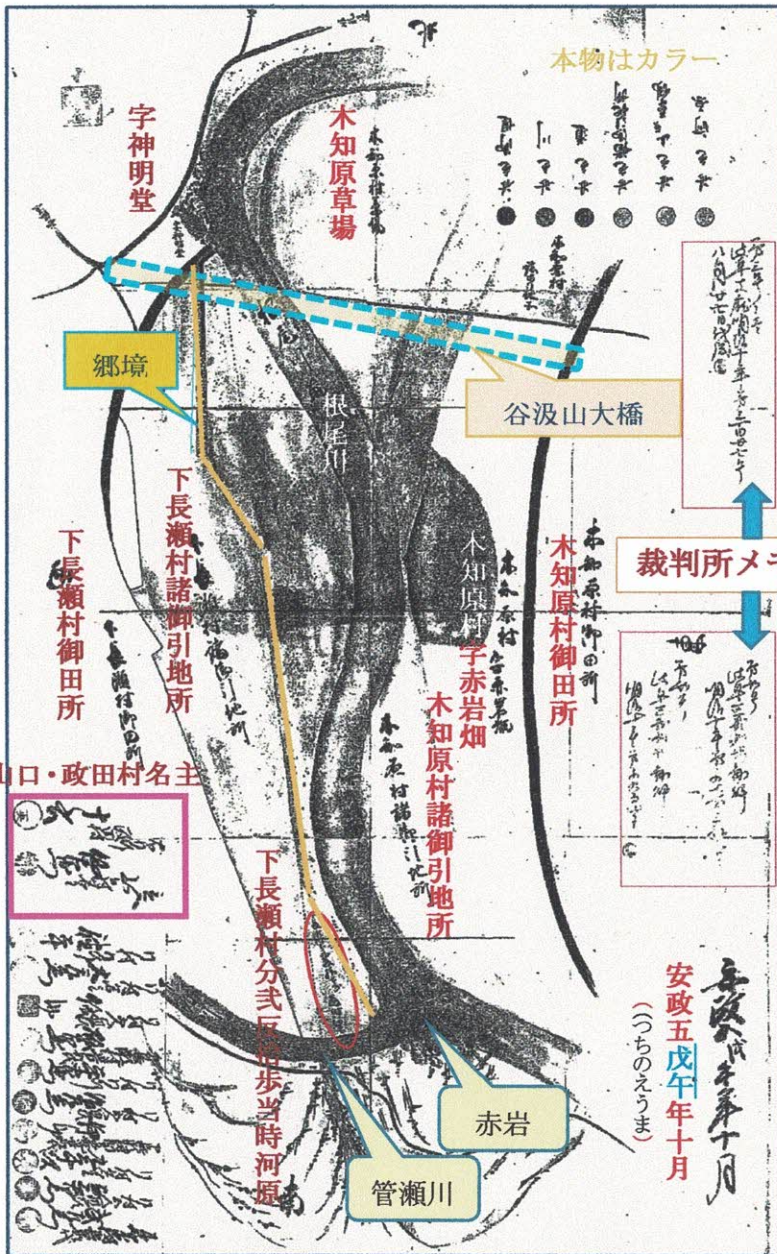
郷境争論(其の三)

代官所裁定も両村とも納得せず

郷 境争論が合意に達せずついに代官所へ訴訟に踏み切った経緯は前号の通りである。その訴訟の裁定が**安政5年(1858年)**に下っていることはご承知ですが再確認しましょう。

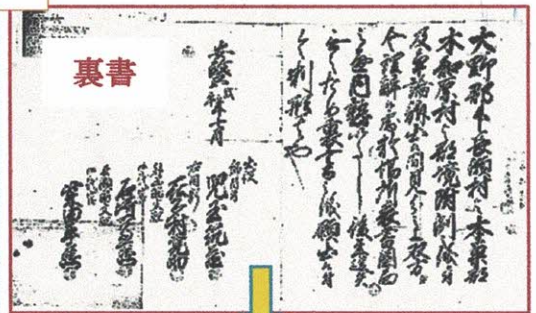
郷境の話 まだ続くの?...

簡単に終わらないのが境界問題:特に長瀬村とは殿様が違いましたから。しかも長瀬は南朝・木知原は北朝でしたから何かと・ハイ!!??



左図は代官所より下された郷境を示す絵図である。凡その姿は捉えられるが前号の開墾図から察するにはお粗末な図面と思う。

- 村にとっては死活問題である畑や秣場等の境界が詳細に明示されないと納得できないと思う。
- 裏書には念のためにと目付・代官の判形が添えられているが、やはり両村とも**“一件落着”**とはならなかったようである。



大野郡下長瀬与本巢郡木知原村方郡境附洲之儀ニ付及争論訴出候間見分之上双方江令理解候處於場所表書図面之通内熟以たし後年遺失無之左如裏書之儀願出候似付令判形者也
 安政五年...
 出役目付二名
 外山長瀬筋代官二名

代官所の裁定に両村とも納得せず争論は時代が江戸から明治へと移っても続き、**明治10年**に岐阜裁判所、**明治11年**には東京上級裁判所、さらには**明治14年(1881年)**の大阪上級裁判所でようやく**結審**となった。寛文6年からだけでも**220年間**続いたことになる。

勝訴したとは言え、この間の裁判費用は莫大で村の持山では足りず神社の山林をも売却して補ったほどである。(倉野谷の「宮山」が名残。また浦山にあった神社の持ち山も今は無い)

注 裏書の「出役(しゅつやく)目付」とは、幕府から出張してきた役人(目付=監察官・検察官)